

自転車の一定の交通違反に「青切符」導入！

対象年齢：16歳以上

自転車の交通事故を防ぐため、**交通事故につながる危険な運転行為**などの悪質・危険な交通違反に**交通反則通告制度(青切符)**が導入され、検挙後の手続きが変わります。

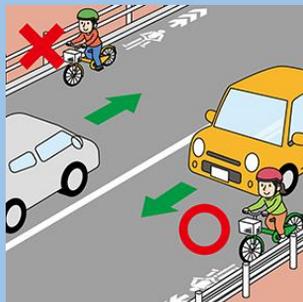
「青切符」

◆対象となる交通違反と反則金額 (対象になる行為113種類)

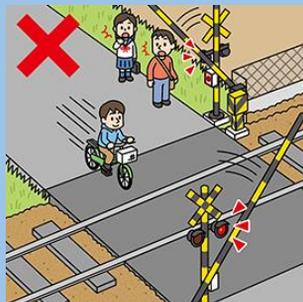
※イラスト出典：内閣府



【携帯電話使用等(保持)】
反則金：12,000円



【車道の右側通行】
反則金：6,000円



【遮断踏切立ち入り】
反則金：7,000円



【二人乗り】
反則金：3,000円



【並進】
反則金：3,000円



【信号無視(赤色等)】
反則金：6,000円



【一時不停止】
反則金：5,000円



【傘さし運転】
反則金：5,000円



【イヤホンの使用】
反則金：5,000円



【被側方通過車両義務違反】
反則金：5,000円



【無灯火】
反則金：5,000円

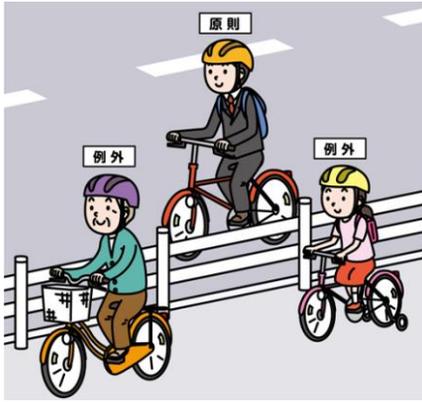
「赤切符」
酒気帯び運転などの悪質な違反については、従来通り、「赤切符」等で処理されます。

★交通反則通告制度（青切符）や導入後の流れなどの詳細は
福岡県警察HPまたは右の二次元コードをチェック▶▶▶▶



守りましょう！！ 自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



自転車は車両です。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



車道では左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければいけません。



※普通自転車の歩道通行可標識



上記の標識※などにより歩道通行が認められる場合でも、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



どんなに急いでいても守りましょう。信号が点滅したら渡り始めてはいけません。



一時停止の標識がない交差点でもしっかり安全を確認しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

周りに気付かれにくく危険です。

④ 飲酒運転は禁止

少しでも飲んだら運転禁止！

⑤ ヘルメットを着用



子どもから大人までヘルメットを正しく着用！

- ヘルメットは頭のサイズに合ったものを選びましょう！
- 先端はまゆ毛の上辺りに合わせて水平にかぶりましょう！
- あごひもは、指が1～2本入る程度に調整しましょう！

このような運転も絶対にやめましょう！



傘差し運転！
携帯電話の操作や通話！

「ながら」運転



周囲の迷惑！

横断歩道上の歩行者妨害

自転車に乗る前にチェック



整備士による定期点検！



自転車保険への加入！

※ 県条例で自転車保険への加入が義務化（令和2年10月～）